

平成 27 年鳥取県警察重点目標の「推進・評価計画書」の概要

(各重点目標に対する達成目標・評価方法)

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

- 人身安全関連事案等への迅速かつ的確な対応
→ 被害の拡大を「予防」、「未然防止」する観点から、ストーカー規制法等に基づく行政措置、検挙、被害者支援等、被害者の立場に立った迅速・的確な対応の推進状況により評価
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
→ 刑法犯認知件数の 4,300 件以下の定着をより強固なものとする総合的な犯罪抑止対策の推進状況により評価
- 地域警察における事態対処能力の向上及び県民の視点に立った街頭活動の強化
→ 初動警察活動を強化するための施策のほか、地域による問題解決活動、街頭犯罪対策の推進状況により評価
- 生活経済事犯対策、サイバー犯罪対策の推進
→ 利殖勧誘事犯等の生活経済事犯対策、不正アクセス行為等のサイバー犯罪対策に重点を指向した取締り等の推進状況により評価
- 少年非行防止・保護総合対策の推進
→ 「非行少年を生まない社会づくり」の推進状況、少年の福祉を害する犯罪の取締状況及び関係機関と連携したいじめ・児童虐待事案への対応状況により評価

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- 重要犯罪、重要窃盗犯等の検挙活動の推進
→ 犯罪の中でも悪質性が高く、県民の体感治安に大きく影響する重要犯罪、重要窃盗犯の捜査に重点を置き、個別事件の検挙状況により評価
- 暴力団対策、薬物銃器対策の推進
→ 暴力団勢力の減退状況、暴力団構成員等の検挙状況、薬物・銃器事犯の検挙、押収状況のほか、暴力団排除等の諸対策の推進状況により評価
- 特殊詐欺対策の推進
→ 特殊詐欺の認知件数と被害額の推移、取締状況及び被害拡大防止措置の推進状況により評価
- 犯罪のグローバル化対策、犯罪インフラ対策の推進
→ 国際犯罪組織の実態解明状況及び犯罪インフラ事犯の取締状況により評価

3 交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進

- 高齢者に重点を置いた交通事故防止対策の推進
→ 第 9 次鳥取県交通安全計画に示された抑止目標の達成と更なる減少に向け、交通事故死者数の多くを占める高齢者に重点を置いた総合的な交通事故防止対策の推進状況により評価
- 飲酒・薬物運転等根絶対策の推進
→ 飲酒運転、危険ドラッグ等使用の薬物運転の根絶に向けた広報啓発活動の実施状況、悪質交通違反の取締状況、交通事故に占める飲酒運転の割合を継続的に測定することにより評価
- 安全で快適な交通環境の整備
→ 信号機等の交通安全施設の整備状況により評価

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- テロの未然防止対策の推進
→ 水際対策の推進状況及び爆発物原材料販売店等に対する管理者対策の推進状況により評価
- 緊急事態に迅速・的確に対応できる総合的な諸対策の推進
→ 災害警備計画等各種基本計画の策定及び見直し、図上・実動訓練の反復実施、装備資機材の整備、関係機関との連携強化等の推進状況により評価
- サミット開催等に向けた警備諸対策の推進
→ テロリスト等が利用する可能性のある施設や業者等に対するロールプレイング型訓練や管理者対策、重要インフラ事業者との情報の共有等サイバー攻撃対策の推進状況により評価

5 警察活動基盤の充実強化

- 若手警察職員の早期戦力化と女性警察職員の登用拡大等人材育成の推進
→ 各種教養・訓練の効果測定及び女性の採用・登用拡大に向けた取組の推進状況により評価
- 業務の効率化を推進するための高度情報システムの構築
→ 業務の効率化、合理化に資する高度情報システムの構築状況及び取組の推進状況により評価
- 県民の安全に資する戦略的広報の推進
→ 戦略的広報の重要性を十分に理解した各種広報活動の推進状況により評価
- 犯罪被害者等に対する支援の推進
→ 被害者支援担当者等によるあらゆるニーズに応じた支援内容及び支援状況により評価